

## 職員の懲戒処分について

令和6年7月31日

消防本部総務課

当消防組合では、地方公務員法及び佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の懲戒の  
手続及び効果に関する条例に基づき、令和6年7月31日付けで、下記のとおり職  
員の懲戒処分を行いました。

### 記

#### 1 被処分者

主任（消防司令補）、62歳

#### 2 処分内容

停職6月

#### 3 処分年月日

令和6年7月31日 同日付依願退職

#### 4 事案の概要

令和6年3月頃から、インターネットのフリーマーケットサイトにお  
いて、貸与品等を販売し収益を得た。また、本件発覚後、当初は貸  
与品等を身内が勝手に出品し販売したと虚偽報告を行った。

#### 5 監督責任

消防署長に対して消防長口頭注意

#### 6 消防長のコメント

今回の事案は、住民の信頼を損なうもので誠に遺憾であり、深くお  
わびを申し上げます。今後は、再発防止に向け対策を徹底し法令遵守、  
公務員倫理の向上を図り、住民の皆様から信頼される消防機関であり続  
けられるよう努めてまいります。